

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン
県大規模接種会場医療従事者確保事業費補助金交付要綱

感推第953号

令和3年12月24日制定

一部改正 感推第345号

令和4年4月28日

一部改正 感推第593号

令和4年7月19日

一部改正 感推第940号

令和4年10月1日

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン
県大規模接種会場医療従事者確保事業費補助金交付要綱

令和3年12月24日制定
令和4年4月28日一部改正
令和4年7月19日一部改正
令和4年10月1日一部改正

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種(以下「ワクチン接種」という。)を加速化させるため、この要綱に基づき、時間外又は休日の医療機関(以下「補助事業者」という。)が、県が開設するワクチン接種を行う集団接種会場(以下「県大規模接種会場」という。)に医療従事者を派遣する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱(令和3年4月1日付け厚生労働省発医政0401第4号・厚生労働省発健0401第6号・厚生労働省発薬生0401第67号厚生労働事務次官通知)及び令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱(令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号・厚生労働省発健0401第3号・厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知)並びに岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び経費(以下「補助対象経費」という。)、基準額並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(欠格事由)

第3条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。以下同じ。))を、法人以外の団体(以下「法人等」という。))にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。))が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。))
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から

- 5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
 - (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記様式第1号において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別記様式第2号により、補助対象事業の完了の日(補助対象経費の支払が1回限りの場合はその支払日、複数回の場合は最後の支払日)の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告すること。
- (2) 前号の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額に相当する金額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (3) この補助金と重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならないこと。

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、規則第4条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による交付の決定をしたときは、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 実績報告は、第4条の交付申請をもってこれを行ったものとみなす。

(額の確定)

第8条 補助金の額の確定及びその通知は、第6条の規定による補助金の交付決定及びその通知をもってこれを行ったものとみなす。

(補助金の交付の時期等)

第9条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記様式第3号による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

- 第10条 知事は、補助事業者が、補助金の交付に関して交付の決定の内容その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき又は補助事業者がこの要綱に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

- 第11条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

- 第12条 第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、第6条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、第10条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
 - 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、前条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第13条 補助事業者は、第11条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
 - 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
 - 4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(書類、帳簿等の整備及び保管)

- 第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	基準額	補助金の額
令和3年6月12日から令和4年3月31日までの期間に、時間外又は休日の医療機関から県大規模接種会場に医療従事者を派遣する事業	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）及び委託料	①及び②を合計した額 ①7,550円×医師の延べ従事時間 ②2,760円×医師以外の医療従事者の延べ従事時間	補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額と、補助対象経費の実支出額（総事業費）からその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の範囲内
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に、時間外又は休日の医療機関から県大規模接種会場に医療従事者を派遣する事業			